

令和7年度集団指導 ～通所介護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和8年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課



◎基準条例等について

- ▶ 県条例： 富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 基準省令： 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日号外厚労省令第37号）
- ▶ 基準告示： 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
- ▶ 基準省令解釈通知： 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
- ▶ 留意事項通知： 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
- ▶ 大臣基準： 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

注：**富山市内の事業所については、富山市の条例が適用**されますので、市条例をご確認ください。



Ⅰ.設備基準に関する事項



事例 1：食堂及び機能訓練室について

指摘事項

食堂及び機能訓練室に、食事や機能訓練に関係のない静養用ベッド等が置かれており、届出されている食堂及び機能訓練室の面積が確保されていない。

●ポイント

- ・ 食堂及び機能訓練室の合計面積は、**利用定員 × 3 m²以上の有効面積**（壁芯ではなく内法）**が必要**であり、**食堂及び機能訓練に使えないスペースや食堂及び機能訓練に関係のない設備が置かれたスペースは当該面積には含まれない。**
- ・ 届出されている食堂及び機能訓練室の合計面積が異なる場合は、速やかに変更届を提出すること。

●根拠法令

- ・ 基準省令第95条第2項第1号（一部抜粋）
食堂及び機能訓練室は、食事の提供及び機能訓練の実施にそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。



II.人員基準に関する事項



事例 2：生活相談員の配置について

指摘事項

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されていない。

●ポイント

- ・次の計算式のとおり、単位数にかかわらず提供時間数（事業所におけるサービス提供開始時間から終了時間まで）に応じた配置が必要

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 = 提供時間数

* 勤務延時間数：サービス提供時間内に勤務する時間数の合計

- ・主の生活相談員がサービス提供日に急遽休みをとったときに生活相談員が未配置とならないよう、副の生活相談員を配置するなど不測の事態でも対応できるような人員体制を整えること。



- 生活相談員の**資格要件**は次のいずれかに当てはまること。

社会福祉主事任用資格を有する者 社会福祉士 精神保健福祉士

* 下記は富山県の独自要件 *

介護支援専門員

介護福祉士

看護師又は准看護師（社会福祉施設等で介護又は相談業務の実務経験を1年程度有し、かつ、管理者が適当と認める者）

● 根拠法令

- 基準省令第93条第1項第1号

指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

生活相談員 **指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に**生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- 基準省令解釈通知第3・六・1・(1)・④

生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり**指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要**になるものである。ここでいう**提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで**（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 = 提供時間数



事例 3：看護職員の配置について

指摘事項

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供にあたる看護職員が1以上確保されていない。

●ポイント

- ・ 指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院等との**密接かつ適切な連携**を図るにより確保することも可能。

富山県における「**密接かつ適切な連携**」とは、指定通所介護事業所に従事する**看護職員の配置がないサービス提供時間帯**に、以下の①、②、③のいずれかを満たすものとする。

- ① 当該指定通所介護事業所に従事する看護職員以外で配置される職員のうち、看護職員としても従事できる職員が従事していること。
- ② 当該通所介護事業所の同一敷地内又は道路を隔てて隣接する同一法人の介護保険施設等で従事している看護職員が直ぐに駆けつけることができる体制を確保すること。
- ③ 連携病院等で従事している看護職員から適切な指示を受ける連絡体制を確保すること。



※いずれの場合でも、最低限、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う必要がある。

(指定通所介護事業所の営業日を通して全く看護職員が配置されていないのは認められない。)

※上記③については、連携の記録や病院等との契約書等「密接かつ適切な連携」を示す客観的な証拠を整備しておくこと。

※看護職員の配置がない提供時間帯に「密接かつ適切な連携」を図っている場合は、それがわかるように、**勤務表上でも明確**にしておくこと。

●根拠法令等

- 基準省令第93条第1項第2号

指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) **指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数**

- 基準省令解釈通知第三・六・1・(1)・⑥

看護職員については、指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。

ア 指定通所介護事業所の従業者により確保する場合

提供時間帯を通じて、**専ら当該指定通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るもの**とする。

イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合

看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、**病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るもの**とする。

なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

<参考> 看護職員の人員配置適否事例 1

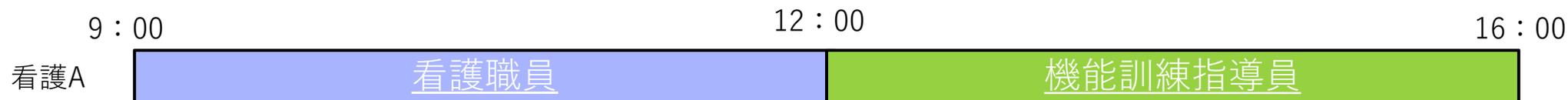
サービス提供時間9：00～16：00の場合

【例 1】



サービス提供時間帯を通じて、看護職員が1人以上配置されている⇒適

【例 2】



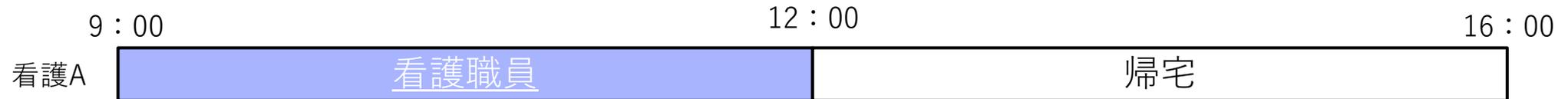
看護職員はサービス提供時間帯を通じて専従する必要はないため、午後から機能訓練指導員として勤務することは可能であり、機能訓練指導員として勤務している間は、密接かつ適切な連携が確保されている。⇒適 (①のケース)



<参考> 看護職員の人員配置適否事例 2

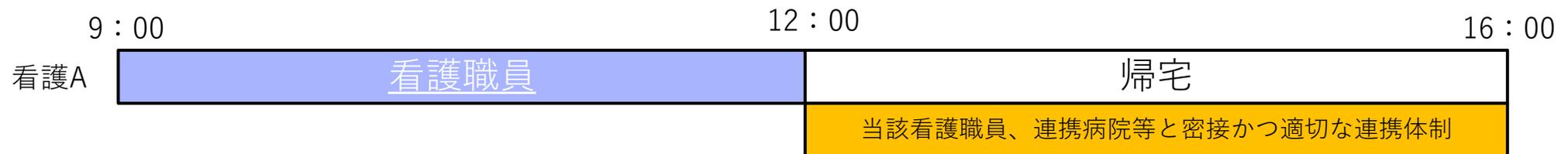
サービス提供時間9：00～16：00の場合

【例 3】



午後から看護職員が配置されておらず、かつ、当該看護職員、連携病院等と密接かつ適切な連携も図られていない。⇒不適

【例 4】



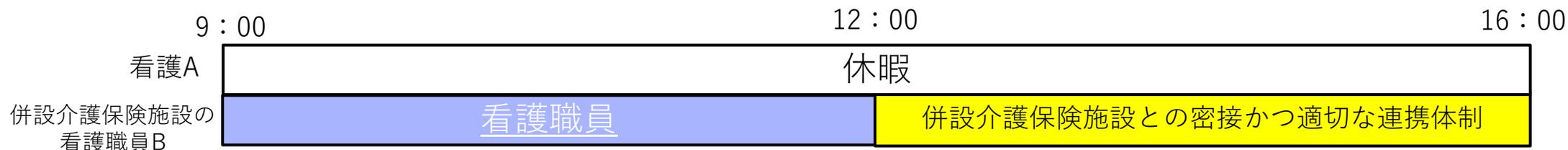
午後から看護職員は配置されていないが、当該看護職員、連携病院等と密接かつ適切な連携が図られている場合は、看護職員が確保されている。⇒適（②③のケース）



<参考> 看護職員の人員配置適否事例 3

サービス提供時間9：00～16：00の場合

【例 5】



午前は併設介護保険施設の看護職員が配置されており、午後からは併設介護保険施設との密接かつ適切な連携が図られている。⇒適（②のケース）

※ この場合Bは、併設介護保険施設と通所介護事業所の看護職員を兼務することになるため、それぞれの施設・事業所において「非常勤」扱いとなる。また、Bが通所介護事業所で看護職員として勤務している時間は、併設介護保険施設で勤務したとはいえないため、注意が必要。



<参考> 看護職員の人員配置適否事例 4

サービス提供時間9：00～16：00の場合

【例 6】

9：00

12：00

16：00

連携病院等と密接かつ適切な連携体制がある

連携病院等と密接かつ適切な連携体制があったとしても、看護職員が全くサービス提供時間帯にいなくてもよいわけではない。必要最低限の時間は看護職員が看護業務を行う必要がある。⇒不適

※連携病院等から看護職員が来て必要時間数看護業務を行った場合は適

⇒その場合は、いつ、だれが、どのような業務を行ったかわかるよう適切に記録を残すこと。



事例 4 : 機能訓練指導員の配置について

指摘事項

機能訓練指導員を事業所ごとに1以上配置していない。

●ポイント

- ・機能訓練指導員は、個別機能訓練加算等の機能訓練に関わる加算を算定しているか否かにかかわらず、事業所ごとに**必ず1以上配置**しなければならない。
- ・機能訓練指導員は、事業所ごとに1以上配置されていればよく、**看護職員などと兼務しても基準上問題はない**。ただし、看護業務に支障をきたさないように配慮すること。
- ・配置時間の定めはないが、**機能訓練を行う上で必要な時間数配置**すること。
- ・資格要件は次のいずれかに当てはまること。
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験(※)を有するはり師、きゅう師（H30改正）
※「一定の実務経験」とは、従来の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験をいう。

● 根拠法令

- 基準省令第93条第1項第4号、同条第5項

指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(4) 機能訓練指導員 1以上

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。



事例5：介護職員の配置について

指摘事項

指定通所介護の単位ごとに、介護職員の人員基準を満たしているか確認していない。

●ポイント

- ・介護職員については、**単位ごとに、その日の利用者数やサービス提供時間数に応じて**、専ら通所介護サービスの提供に当たる介護職員を所定の時間数以上配置すること。
- ・単位ごとに、サービス提供時間帯に次の計算式を満たす必要がある。
 - 利用者15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 \geq 平均提供時間数
 - 利用者16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 \geq $((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$

※「勤務延時間数」＝当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計

※「平均提供時間数」＝利用者ごとの提供時間数の合計 \div 利用者数

- ・サービス提供日ごとに、単位ごとの介護職員の勤務延時間数の合計が、確保すべき勤務延時間数を超過していることを確認すること。

● 根拠法令

- 基準省令第93条（一部抜粋）

- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
 - 4 前3項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 7 指定通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。



III. 運営基準に関する事項



事例6：運営規程の不備について

指摘事項

記載しなければならない事項が記載されていない。

●ポイント

運営規程に記載しなければならない事項は、次の11点

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定通所介護の利用定員
- ⑤ 指定通所介護の内容及び利用料 **その他の費用の額**

※定額で徴収するもの（食費等）については金額を明記すること。

- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ **虐待の防止のための措置に関する事項**
- ⑪ その他運営に関する重要事項



- ※ **虐待の防止のための措置に関する事項について 令和6年4月1日から義務化**
運営規程では、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を記載する必要がある。

記載例

第〇条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

●高年齢者虐待防止措置未実施減算（利用者全員について所定単位数から1%減算）

高年齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない場合減算の適用となる。なお、**全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。**



事例7：重要事項説明書の不備について

指摘事項

- ・ 第三者評価の実施状況・苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・ 運営規程との整合性がとれていない。

●ポイント

- **第三者評価の実施状況**については、**実施の有無にかかわらず**記載する必要がある。実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について明記すること（**実施していない場合は、「実施なし」と明記すること**）。
- 苦情処理については、受付窓口だけでなく、**苦情処理の体制及び手順まで記載する必要がある**。
- 営業時間やその他費用の額について、運営規程と重要事項説明書で整合性がとれていない事例が見受けられるので確認すること。

● 重要事項説明書に盛り込むべき内容

□ 運営規程の概要

- 事業の目的及び運営の方針
- 利用にあたっての留意事項
- 利用定員

- 通常の事業の実施地域
- 営業日及び営業時間
- 非常災害対策

- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 緊急時等における対応方法
- 内容及び利用料その他の費用の額

□ 従業者の勤務の体制

□ 苦情処理の体制

□ 事故発生時の対応

□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況



事例 8：重要事項説明書のウェブサイト等への掲載について

指摘事項

ウェブサイトへの重要事項説明書の掲載がなかった

R7.4.1～義務化

●ポイント

- 重要事項説明書は原則としてウェブサイト（※）に掲載しなければならない。

（※）ウェブサイトとは法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムを指す。

介護サービス情報公表システムで公表を行う場合は、

「手順3：事業所の特色」＞「法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧」＞「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要等）」

よりアップロード可能

●根拠法令

基準省令第105条において準用する第32条第3項 掲示

指定通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。



事例 9：勤務体制の確保（勤務表）について

指摘事項

- 勤務表において、常勤・非常勤の別、兼務関係等が明記されていない。
- **複数の職種を兼務している従業者について、それぞれの職種ごとの勤務時間が不明瞭である。**
- 併設サービス事業所の従業員と兼務している場合、通所介護としての勤務時間が不明瞭である。

●ポイント

- 通所介護従業者が**複数の職種を兼務**している場合は、**それぞれの職種ごとの勤務時間数を明確**にすること。
- 併設サービス事業所がある場合は、**併設サービスと通所介護の勤務表を明確に区別する**とともに、**それぞれのサービスごとの勤務時間も明確**にすること。

●根拠法令等

- 基準省令第101条第1項

指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 基準省令解釈通知第3・六・3・(5)・①

指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。



事例10：勤務体制の確保（認知症介護基礎研修）について

指摘事項

認知症介護基礎研修を受講していない職員が見受けられた

●ポイント

- 介護サービス事業者は、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置**を講じることが義務付けられている。
- 当該義務付けの対象とならない者は、以下のとおり。
看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

●根拠法令等

- 基準省令第101条第3項
指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。



事例11：委員会・研修・指針等について

指摘事項

実施が義務づけられている委員会等が実施されていない

●ポイント

通所介護事業所で開催しなければならない委員会、実施しなければならない研修・訓練、整備しなければならない指針等は以下のとおり

	委員会	研修	訓練	指針等
虐待の防止	○ 定期的に開催	○ 定期的（年1回以上）に実施		○ 指針の整備
業務継続計画（BCP）		○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ BCP（災害・感染症）の策定
感染症の予防等	○ おおむね6月に1回以上開催	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 指針の整備
非常災害対策			○ 定期的に実施	○ 非常災害に関する具体的な計画の策定

※業務継続計画未策定減算（利用者全員について所定単位数から1%減算）

・業務継続計画（災害・感染症両方）を策定していない場合、**減算となることに留意すること。**



事例12：通所介護計画の作成について

指摘事項

- ・ 居宅サービス計画が変更された際に、通所介護計画が変更されていない。
- ・ 通所介護計画を利用者に交付していない。

●ポイント

通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、**その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず**、また、当該通所介護計画を**利用者に交付**しなければならない。

●根拠法令

- ・ 基準省令第99条

指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 **通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。**
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定通所介護事業所の管理者は、**通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。**
- 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

事例13：理美容サービスに係る時間について

指摘事項

理美容サービスに要した時間が記録されておらず、通所介護サービス時間から除いていることが確認できない。

●ポイント

- 理美容サービスは保険外サービスに該当するため、**理美容サービスに要した時間は通所介護サービスの提供時間には含まれない。**
- 平成30年9月28日付け厚生労働省通知「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」の内容に留意すること。

●根拠法令等

平成14年5月14日介護保険最新情報vol.127

Q デイサービスセンター等の通所サービスの提供場所において、通所サービスに付随して理美容サービスを提供することはできるか。

A **理美容サービスは、介護保険による通所サービスには含まれない**が、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。なお、**通所サービスの提供時間に、理美容サービスに要した時間は含まれない。**

事例14：その他の日常生活費（日用品費）の徴収について

指摘事項

共用のシャンプー代等を日用品費として、利用者等から画一的に徴収していた。

●ポイント

- 共用のシャンプー代は、保険給付（入浴介助加算）の対象となっており、利用者から日用品費として徴収することはできない。なお、共用ではなく、利用者が個別に希望したシャンプーを事業所が用意した場合は、その費用を徴収することはできる。

●根拠法令等

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者、入所者、入居者又は入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- ④ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

(別紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

(1) 通所介護

- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

(7) 留意事項

- ① (1)から(6)の①に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者等に対して一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

事例15：定員の遵守について

指摘事項

利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていた。

●ポイント

- 指定通所介護事業と第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を一体的に運営している場合、両事業の利用者数の合計が、利用定員を超えてはならない。
- **定員超過による減算に該当しない場合であっても、定員超過自体は運営基準違反となるため、十分注意すること。**

●根拠法令等

- 基準省令第102条
指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 基準省令解釈通知第3・六・3・(4)・②（一部抜粋）
利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。



<参考> 第1号通所事業を一体的に実施する場合

指定通所介護と第1号通所事業を一体的に実施する場合の

- ①指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数の考え方
- ②指定通所介護事業所の利用定員の考え方

	緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）の利用者数	現行の介護予防通所介護に相当するサービスの利用者数
①事業所規模の区分を決定する際の利用者数	×（含めない）	○（含める）
②指定通所介護事業所の利用定員の利用者数	×（含めない）	○（含める）

*平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日）

Q：指定通所介護と第1号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））を一体的に実施する場合の指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数の考え方如何。また、その際の指定通所介護事業所の利用定員の考え方如何。

- A：1 指定通所介護と第1号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、第1号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））の利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めない。
- 2 指定通所介護と第1号通所事業（現行の介護予防通所介護に相当するサービス）を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数に第1号通所事業（現行の介護予防通所介護に相当するサービス）の利用者数を含めて計算し、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めることになる。

IV.報酬に関する事項



事例16：事業所規模による区分の取扱いについて

指摘事項

事業所規模による区分を算定年度の前年度に確認していない、または記録の整備に努めていない。

●ポイント

前年度の1月当たりの平均利用延人員数を**毎年度確認する**とともに、事業所規模区分の変更がある場合は、毎年3月15日までに届け出ること

通所介護の事業所規模区分一覧表

事業所規模区分	平均利用延人員数
通常規模型通所介護費	750人以下
大規模型通所介護費（Ⅰ）	751人以上900人以下
大規模型通所介護費（Ⅱ）	901人以上

平均利用延人員数については、次のように時間区分に応じて利用者数に所定の割合を掛けた数となる。

- 3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満 ⇒利用者数×50%
- 5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満 ⇒利用者数×75%
- 7時間以上8時間未満、8時間以上9時間未満 ⇒利用者数×100%



● 根拠法令等

留意事項通知第二・7・(4)

- ① **事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が**第一号通所事業**（指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け**一体的に事業を実施している場合は、当該第一通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。**したがって、仮に**指定通所介護事業者が第一号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第一号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。****
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、**3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。**また、平均利用延人員数に含むこととされた第一通所事業の利用者の計算に当たっては、**第一号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数の2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。**ただし、第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。**また、1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延べ人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じて得た数によるものとする。**
- ③ **前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。**
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定にあたっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員数とする。
- ⑤ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例については、別途通知を参照すること。

<参考> 平均利用延人員数の計算方法Q & A

平成24年度報酬改定に関するQ&A (Vol.2) (平成24年3月30日) 一部抜粋

Q：事業所規模による区分について、前年度の1月あたりの平均利用延人員数により算定すべき通所サービス費を区分しているが、具体的な計算方法如何。

A：以下の手順・方法に従って算出すること。

- ① 各月（暦月）ごとに利用延人員数を算出する。
 - ② 毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数にのみ7分の6を乗じる（小数点第3位を四捨五入）
 - ③ ②で算出した各月（暦月）ごとの利用延人員数を合算する。
 - ④ ③で合算した利用延人員数を、通所サービス費を算定している月数で割る。
- ※②を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。

【具体例】6月から10月まで毎日営業した事業所の利用延人員数の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
延べ人数	305.00	310.50	340.75	345.50	339.25	345.50	350.75	309.50	300.75	310.50	301.00	—
×6/7	—	—	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	—	—	—	—	—
最終人数	305.00	310.50	292.07	296.14	290.79	296.14	300.64	309.50	300.75	310.50	301.00	3313.03

→利用延べ人数（4月～2月）・・・3313.03人

平均利用延人員数 = 3313.03人 ÷ 11ヶ月 = 301.184・・・人



事例17：人員基準欠如減算について

指摘事項

看護職員又は介護職員の欠如が人員基準欠如減算に該当するにもかかわらず、減算せずに介護報酬を請求していた。

●ポイント

- 人員基準欠如に該当する場合は、速やかに**人員基準を満たすよう努めるとともに、人員基準欠如による減算に該当しないか必ず確認すること。**
- 減算に該当する場合は、速やかに指定権者に報告するとともに、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出すること。

人員欠如による減算は、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るものです。**著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等について指導を行います。**また、**当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除いて指定取消となる可能性があります**のでご注意ください。



●根拠法令等

*留意事項通知第2・7・(23) (一部抜粋)

人員基準欠如についての具体的取扱いは次のとおりとする。

- イ 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。
- ロ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。
- ハ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。

(看護職員の算定式)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

(介護職員の算定式)

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

- ニ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

(看護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

(介護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$



事例18：入浴介助加算について

指摘事項

入浴介助に関わる職員に対し、**入浴介助に関する研修等**が行われていない。

●ポイント

- 令和6年介護報酬改定により新たに算定要件が追加された。
- 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとする。

●根拠法令等

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)

Q：入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。

A：具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではない。
なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会を確保されたい。

事例19：中重度者ケア体制加算について

指摘事項

- 暦月ごとに、人員基準上の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保することを具体的な計算方法によって確認していない。
- 看護職員が指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置されていない日に、当該加算を算定していた。
- 中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り、在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していない。

●ポイント

《算定可否事例》サービス提供時間9：00～16：00の場合

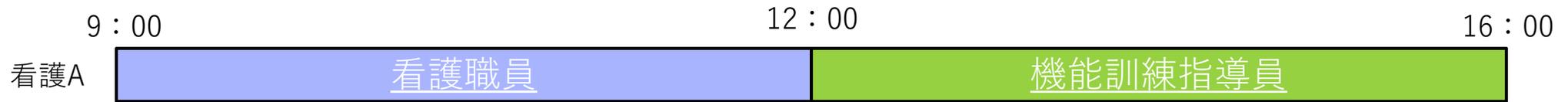
【例1】



サービス提供時間帯を通じて、看護職員が1人以上配置されている⇒適

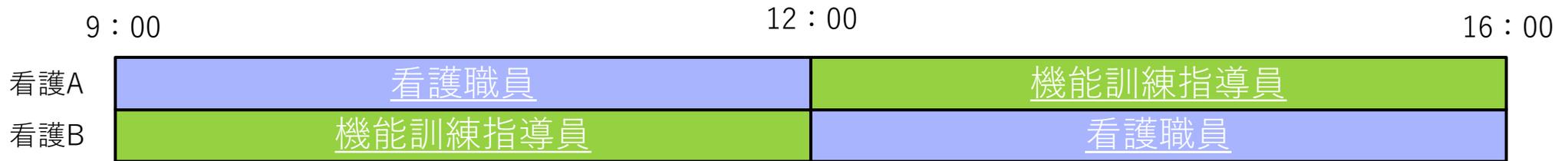


【例 2】



サービス提供時間帯を通じて、看護職員が1人以上配置されていない⇒**不適**

【例 3】



サービス提供時間帯を通じて、看護職員が1人以上配置されている⇒**適**

【例 4】



サービス提供時間帯である12:00～16:00に看護職員が配置されていない⇒**不適**



●根拠法令等

* 留意事項通知第2・7・(9) (一部抜粋)

- ① 中重度者ケア体制加算は、**暦月ごとに、指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員が常勤換算方法で2以上確保する必要がある。**このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で**2以上確保**していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数に含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第**2位以下**を切り捨てるものとする。
- ④ **看護職員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて、1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。**
- ⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。



<参考> 中重度者ケア体制加算 Q & A ①

* 平成27年度介護報酬改定に関する Q & A（平成27年4月1日）

Q：指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。

A：例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。（本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。）

	月	火	水	木	金	土	計
利用者数	18人	17人	19人	20人	15人	16人	105人
必要時間数	11.2時間	9.8時間	12.6時間	14時間	7時間	8.4時間	63時間
職員A	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	0時間	40時間
職員B	0時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	40時間
職員C	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	0時間	35時間
職員D	8時間	8時間	0時間	0時間	8時間	8時間	32時間
計	23時間	31時間	23時間	23時間	31時間	16時間	147時間
加配時間数	11.8時間	21.2時間	10.4時間	9時間	24時間	7.6時間	84時間

①指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数

（例：月曜日の場合） 確保すべき勤務時間数 = $(\text{利用者} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数} = 11.2\text{時間}$

②指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数

（例：月曜日の場合） 指定基準に加えて確保された勤務時間数 = $(8 + 7 + 8) - 11.2 = 11.8\text{時間}$

以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、 $84\text{時間} \div 40\text{時間} = 2.1$ となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。



<参考> 中重症度ケア体制加算Q & A②

* 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日）

Q：重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムとはどのようなものか。

A：今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行う必要がある。

* 平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月30日）

Q：加算算定の要件に、通所介護を行う時間帯を通じて、専従で看護職員を配置していることとあるが、全ての営業日に看護職員を配置できない場合に、配置があった日のみ当該加算の算定対象となるのか。

A：貴見のとおり。



事例20：個別機能訓練加算について

指摘事項

- 専従の機能訓練指導員が**配置されていない日**（個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）の場合は**2名以上配置されていない日**）に当該加算を算定していた
- **3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で**、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認していない
- **ポイント**
 - ・ 専従の機能訓練指導員が配置されていない（個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）の場合は2名以上配置されていない）時間帯に実施した機能訓練は、当該加算は算定できない。
 - ・ 加算に係る計画書、機能訓練の実施状況、居宅訪問記録を必ず整備すること。

<参考> 個別機能訓練加算の算定可否事例

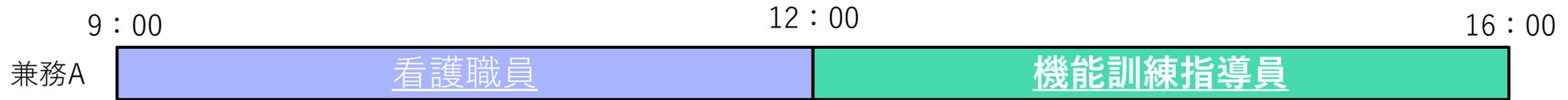
【例1】



専従の機能訓練指導員が1人配置されている⇒Ⅰ（イ）算定可能

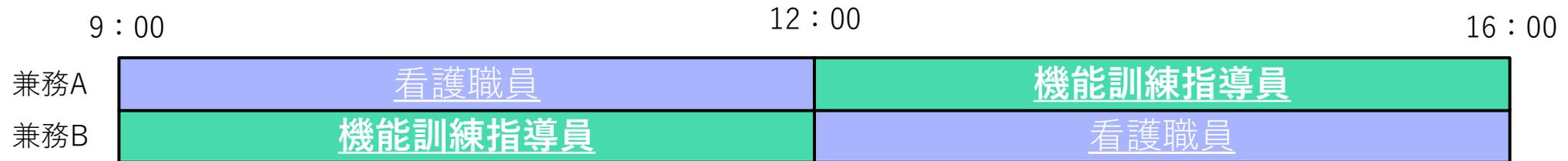


【例 2】



午後から専従の機能訓練指導員が1名配置されている⇒午後に実施した機能訓練は I (イ) 算定可能

【例 3】



専従の機能訓練指導員が1名ずつ配置されている⇒ I (イ) 算定可能

【例 4】



午後から専従の機能訓練指導員が2名配置されている⇒午後に実施した機能訓練は I (ロ) 算定可能



【例5】

	9:00	12:00	16:00
兼務A	看護職員		機能訓練指導員
専従B	機能訓練指導員		

専従の機能訓練指導員が午前は1名、午後は2名配置されている

⇒午前に実施した機能訓練は I (イ) 算定可能

⇒午後に実施した機能訓練は I (ロ) 算定可能

●根拠法令等

留意事項通知第2・7・(13)

① 個別機能訓練加算 (I) イ、個別機能訓練加算 (I) ロ

イ 個別機能訓練加算 (I) イを算定する際の人員配置

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

ロ 個別機能訓練加算 (I) ロを算定する際の人員配置

(I) イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の時間だけ、(I) イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名に加え、さらに(I) ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している時間はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

事例21：サービス提供体制強化加算について

指摘事項

サービス提供体制強化加算の算定要件を満たしているか、前年度の実績を用いて確認していない。また、その根拠資料が整備されていない。

●ポイント

- 既に当該加算の届出をしている事業所は、**毎年度、算定要件を満たすか実績を計算すること。**
- 上記の計算の結果、加算の体制状況に変更がない場合は、次年度の届出は不要。ただし、**計算根拠については、各事業所において保管しておくこと。**

●根拠法令等

- ・ 留意事項通知第2・7・(24)（一部抜粋）

職員の割合の算出に当たっては、**常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。**ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

回答期限：令和8年6月30日（火）

富山県所管・富山市所管で入力フォームが異なります

富山県所管の事業所

- ▶ 受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=FjFSIGoi>

富山市所管の事業所

- ▶ 法人単位ではなく、**事業所ごと**の回答をお願いします。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/1mv9pUQo>

